

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 7 月 10 日

愛知県公安委員会



弁明通知書番号
541022605261010110
541022606011000010
541022606041010020
541022606081000060
541032604241010020
541032605191010070
541032606041000130
541042605150020090
541052605155345490
541052605225245920
541162604150220240
541162605030050040
541162605060060170
541162605070220040
541162605160030070
541162605190080070
541162605190110160
541162605190150230
541162605200180030
541162605220010120
541162605220080160
541162605230220020
541162605250020050
541162605290050320
541162606020200090

弁明通知書番号
541162606020220060
541162606020220100
541162606030280090
541162606050150200
541162606070020050
541162606070200030
541162606090090150
541162606090270030
541172605150020060
541172605270020120
541172606080020080
541182605155299750
541182605240010060
541182606030010020
541182606060010060
541212605280010050
541222605251010140
541222605281010080
541232605261000120
541232605305538950
541232606061000020
541232606061010060
541412605255472720
541422605210020030
541422606020020080

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。